

★ 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十九号）（建築課）

一 改正の要旨

1 広島県建築主事及び指定確認検査機関が行う完了検査等において、適切に工事監理が実施されていることを確認するため、完了検査申請書等に添える書類を追加するなど、必要な改正を行った。

2 建築基準法の一部改正に伴う文言の整理など、必要な改正を行った。

二 施行期日

1 一 2 の改正 令和二年八月二十日

2 一 1 の改正 令和三年一月一日